

○住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱(平成16年4月1日 国住市第350号)

(傍線部は改正部分)

新	旧																														
最終改正 令和 <u>6</u> 年 <u>4</u> 月 <u>1</u> 日 国住市第 <u>84</u> 号	最終改正 令和 <u>5</u> 年 <u>12</u> 月 <u>13</u> 日 国住市第 <u>34</u> 号																														
<p>第1 (略)</p> <p>第2 定義</p> <p>この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>八 関連公共施設整備</p> <p>制度要綱第20第<u>5</u>項に規定する要件に該当する整備地区に係る関連公共施設で、当該公共施設と同種の公共施設の整備に関する事業の採択基準に適合する施設(ただし、平成15年度までに整備計画の承認を受けた整備地区内の施設にあっては、地区内の全体事業費が通常事業と同様のものを含む(事業費が市町村道については5,000万円以上、街路については1億円以上の施設に限る。))の整備であって、次に掲げる基準に適合するものをいう。</p> <p>イ～ロ (略)</p> <p>九～三十一 (略)</p> <p>第3 補助金交付対象事業</p> <p>補助金の交付対象事業は、次の各号に掲げる事業とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次の表の(ハ)欄に掲げる施工者等及び地元住民協議会等が行う(イ)欄に掲げる事業に対する地方公共団体の補助事業</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">(イ)</th> <th style="width: 33%;">(ロ)</th> <th style="width: 33%;">(ハ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">整備計画策定等事業</td> </tr> <tr> <td>整備計画作成</td> <td>地方公共団体 都市再生機構 地方住宅供給公社</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業計画作成</td> <td>地方公共団体 都市再生機構 地方住宅供給公社(注1)</td> <td>地方住宅供給公社(注1) 民間事業者等(NPO法人等を含む)</td> </tr> <tr> <td>推進事業</td> <td>地方公共団体 都市再生機構</td> <td>地元住民協議会等、民間事業者等(NPO法</td> </tr> </tbody> </table>	(イ)	(ロ)	(ハ)	整備計画策定等事業			整備計画作成	地方公共団体 都市再生機構 地方住宅供給公社		事業計画作成	地方公共団体 都市再生機構 地方住宅供給公社(注1)	地方住宅供給公社(注1) 民間事業者等(NPO法人等を含む)	推進事業	地方公共団体 都市再生機構	地元住民協議会等、民間事業者等(NPO法	<p>第1 (略)</p> <p>第2 定義</p> <p>この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>八 関連公共施設整備</p> <p>制度要綱第20第<u>4</u>項に規定する要件に該当する整備地区に係る関連公共施設で、当該公共施設と同種の公共施設の整備に関する事業の採択基準に適合する施設(ただし、平成15年度までに整備計画の承認を受けた整備地区内の施設にあっては、地区内の全体事業費が通常事業と同様のものを含む(事業費が市町村道については5,000万円以上、街路については1億円以上の施設に限る。))の整備であって、次に掲げる基準に適合するものをいう。</p> <p>イ～ロ (略)</p> <p>九～三十一 (略)</p> <p>第3 補助金交付対象事業</p> <p>補助金の交付対象事業は、次の各号に掲げる事業とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次の表の(ハ)欄に掲げる施工者等及び地元住民協議会等が行う(イ)欄に掲げる事業に対する地方公共団体の補助事業</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">(イ)</th> <th style="width: 33%;">(ロ)</th> <th style="width: 33%;">(ハ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">整備計画策定等事業</td> </tr> <tr> <td>整備計画作成</td> <td>地方公共団体 都市再生機構 地方住宅供給公社</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業計画作成</td> <td>地方公共団体 都市再生機構 地方住宅供給公社(注1)</td> <td>地方住宅供給公社(注1) 民間事業者等(NPO法人等を含む)</td> </tr> <tr> <td>推進事業</td> <td>地方公共団体 都市再生機構</td> <td>地元住民協議会等、民間事業者等(NPO法</td> </tr> </tbody> </table>	(イ)	(ロ)	(ハ)	整備計画策定等事業			整備計画作成	地方公共団体 都市再生機構 地方住宅供給公社		事業計画作成	地方公共団体 都市再生機構 地方住宅供給公社(注1)	地方住宅供給公社(注1) 民間事業者等(NPO法人等を含む)	推進事業	地方公共団体 都市再生機構	地元住民協議会等、民間事業者等(NPO法
(イ)	(ロ)	(ハ)																													
整備計画策定等事業																															
整備計画作成	地方公共団体 都市再生機構 地方住宅供給公社																														
事業計画作成	地方公共団体 都市再生機構 地方住宅供給公社(注1)	地方住宅供給公社(注1) 民間事業者等(NPO法人等を含む)																													
推進事業	地方公共団体 都市再生機構	地元住民協議会等、民間事業者等(NPO法																													
(イ)	(ロ)	(ハ)																													
整備計画策定等事業																															
整備計画作成	地方公共団体 都市再生機構 地方住宅供給公社																														
事業計画作成	地方公共団体 都市再生機構 地方住宅供給公社(注1)	地方住宅供給公社(注1) 民間事業者等(NPO法人等を含む)																													
推進事業	地方公共団体 都市再生機構	地元住民協議会等、民間事業者等(NPO法																													

新			旧		
	地方住宅供給公社（注2）	人等を含む）、防災街区計画整備組合、防災街区整備推進機構等		地方住宅供給公社（注2）	人等を含む）、防災街区計画整備組合、防災街区整備推進機構等
地域防災力向上事業（注3）	地方公共団体 都市再生機構 地方住宅供給公社	地元住民協議会等、民間事業者等（NPO法人等を含む）、防災街区計画整備組合、防災街区整備推進機構等	地域防災力向上事業（注3）	地方公共団体 都市再生機構 地方住宅供給公社	地元住民協議会等、民間事業者等（NPO法人等を含む）、防災街区計画整備組合、防災街区整備推進機構等
住宅市街地機能再生支援事業	都市再生機構		住宅市街地機能再生支援事業	都市再生機構	
推進計画作成	都市再生機構		推進計画作成	都市再生機構	
都市・居住環境整備基本計画作成（注4）			都市・居住環境整備基本計画作成（注4）		
都市・居住環境整備基本計画作成	地方公共団体		都市・居住環境整備基本計画作成	地方公共団体	
事業推進コーディネート	地方公共団体 都市再生機構	地方住宅供給公社等	事業推進コーディネート	地方公共団体 都市再生機構	地方住宅供給公社等
市街地住宅等整備事業			市街地住宅等整備事業		
共同施設整備等（注5）（注6）（注7）（注8）（注9）（注10）	地方公共団体（注11） 都市再生機構 地方住宅供給公社（注12）	地方住宅供給公社 民間事業者等	共同施設整備等（注5）（注6）（注7）（注8）（注9）（注10）	地方公共団体（注11） 都市再生機構 地方住宅供給公社（注12）	地方住宅供給公社 民間事業者等
循環利用住宅整備	地方公共団体 都市再生機構	地方住宅供給公社 民間事業者等	循環利用住宅整備	地方公共団体 都市再生機構	地方住宅供給公社 民間事業者等
公共空間等整備			公共空間等整備		
公共空間整備	地方公共団体 都市再生機構	地方住宅供給公社 民間事業者等	公共空間整備	地方公共団体 都市再生機構	地方住宅供給公社 民間事業者等
公開空地整備	地方公共団体 都市再生機構	地方住宅供給公社 民間事業者等	公開空地整備	地方公共団体 都市再生機構	地方住宅供給公社 民間事業者等
駅施設整備	地方公共団体 都市再生機構	地方住宅供給公社 民間事業者等	駅施設整備	地方公共団体 都市再生機構	地方住宅供給公社 民間事業者等
居住環境形成施設整備事業			居住環境形成施設整備事業		
老朽建築物等除却（注13）	地方公共団体 都市再生機構 地方住宅供給公社	民間事業者等（NPO法人等を含む）	老朽建築物等除却（注13）	地方公共団体 都市再生機構 地方住宅供給公社	民間事業者等（NPO法人等を含む）
地区公共施設等整備	地方公共団体	地方住宅供給公社（注	地区公共施設等整備	地方公共団体	地方住宅供給公社（注

新				旧			
	(注8)(注9)	都市再生機構 地方住宅供給公社(注13)	14)民間事業者等(NPO法人等を含む)		(注8)(注9)	都市再生機構 地方住宅供給公社(注13)	14)民間事業者等(NPO法人等を含む)
	仮設住宅等設置	地方公共団体 都市再生機構 地方住宅供給公社	民間事業者等(NPO法人等を含む)		仮設住宅等設置	地方公共団体 都市再生機構 地方住宅供給公社	民間事業者等(NPO法人等を含む)
	延焼遮断帯形成事業(注6)(注7)(注8)		民間事業者等		延焼遮断帯形成事業(注6)(注7)(注8)		民間事業者等
	住宅・建築物耐震改修等事業(注6)(注7)(注15)		施行者等		住宅・建築物耐震改修等事業(注6)(注7)(注15)		施行者等
	民間賃貸住宅等家賃対策補助事業	地方公共団体 都市再生機構	対象住宅の家主		民間賃貸住宅等家賃対策補助事業	地方公共団体 都市再生機構	対象住宅の家主
	防災街区整備事業(注5)(注6)(注7)(注8)(注9)(注10)	地方公共団体	個人施行者、防災街区整備事業組合、防災街区計画整備組合、事業会社、都市再生機構、地方住宅供給公社、特定建築者、準備組織		防災街区整備事業(注5)(注6)(注7)(注8)(注9)(注10)	地方公共団体	個人施行者、防災街区整備事業組合、防災街区計画整備組合、事業会社、都市再生機構、地方住宅供給公社、特定建築者、準備組織
都市再生住宅等整備事業				都市再生住宅等整備事業			
民間建設型都市再生住宅等				民間建設型都市再生住宅等			
	民間建設型都市再生住宅等整備(注5)(注6)(注7)(注8)(注9)(注10)	都市再生機構(注16)	地方住宅供給公社 民間事業者等		民間建設型都市再生住宅等整備(注5)(注6)(注7)(注8)(注9)(注10)	都市再生機構(注16)	地方住宅供給公社 民間事業者等
	家賃対策補助	地方公共団体	地方住宅供給公社 民間事業者等		家賃対策補助	地方公共団体	地方住宅供給公社 民間事業者等
公共建設型都市再生住宅等(注17)				公共建設型都市再生住宅等(注17)			
	公共建設型都市再生住宅等整備(注6)(注7)(注8)(注9)(注10)	地方公共団体 都市再生機構 地方住宅供給公社			公共建設型都市再生住宅等整備(注6)(注7)(注8)(注9)(注10)	地方公共団体 都市再生機構 地方住宅供給公社	
	家賃対策補助	地方公共団体 都市再生機構			家賃対策補助	地方公共団体 都市再生機構	

新			旧		
		地方住宅供給公社			地方住宅供給公社
関連公共施設整備	地方公共団体 都市再生機構		関連公共施設整備	地方公共団体 都市再生機構	
街なみ環境整備事業	地方公共団体	民間事業者等	街なみ環境整備事業	地方公共団体	民間事業者等
公営住宅整備事業等	地方公共団体 都市再生機構	地方住宅供給公社 民間事業者等	公営住宅整備事業等	地方公共団体 都市再生機構	地方住宅供給公社 民間事業者等
住宅地区改良事業等	地方公共団体	地方住宅供給公社	住宅地区改良事業等	地方公共団体	地方住宅供給公社
優良建築物等整備事業 (注18)		民間事業者等	優良建築物等整備事業 (注18)		民間事業者等
(注1)～(注5) (略)			(注1)～(注5) (略)		
(注6) 新築の住宅は、原則として「土砂災害危険区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域」又は「建築基準法(昭和25年法律第201号)第39条第1項に規定する災害危険区域(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項に規定する地すべり防止区域と重複する区域に限る。)」外に存するものに限る。			(注6) 新築の住宅は、原則として土砂災害危険区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域(新設)外に存するものに限る。		
(注7)～(注18) (略)			(注7)～(注18) (略)		
第4 補助金の額			第4 補助金の額		
補助金の額は、次のとおりとする。			補助金の額は、次のとおりとする。		
一～二 (略)			一～二 (略)		
三 居住環境形成施設整備事業			三 居住環境形成施設整備事業		
次に掲げる額(ただし、地域医療介護総合確保基金の対象となっている施設に係る費用を除く。)の合計とする。ただし、密集市街地整備型重点整備地区に係る事業の費用については、その費用の(付帯工事費を含む。)が、「令和5年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について」(令和6年3月31日付け国住備459号、国住整第123号、国住市第87号国土交通事務次官通知。)に定める不良住宅等除却費、土地整備及び一時収容施設等設置費の額を超える場合においては、原則として当該額を限度とし、イにおいてがけ地や狭小敷地、無接道敷地等に立地し、通常とは異なる工法により除却する場合又は㎡あたりの除却単価の算出が困難な付属物や工作物等がある場合に限り、当該限度額を超える費用を含む。			次に掲げる額(ただし、地域医療介護総合確保基金の対象となっている施設に係る費用を除く。)の合計とする。ただし、密集市街地整備型重点整備地区に係る事業の費用については、その費用の(付帯工事費を含む。)が、「令和5年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について」(令和5年3月31日付け国住備473号、国住整第50号、国住市第115号国土交通事務次官通知。)に定める不良住宅等除却費、土地整備及び一時収容施設等設置費の額を超える場合においては、原則として当該額を限度とし、イにおいてがけ地や狭小敷地、無接道敷地等に立地し、通常とは異なる工法により除却する場合又は㎡あたりの除却単価の算出が困難な付属物や工作物等がある場合に限り、当該限度額を超える費用を含む。		
イ 老朽建築物等除却			イ 老朽建築物等除却		
a 次の表の(イ)欄に掲げる老朽建築物等に対して、(ハ)欄に掲げる者			a 次の表の(イ)欄に掲げる老朽建築物等に対して、(ハ)欄に掲げる者		

新

が行う事業の（ロ）欄に掲げる費用について（ニ）欄に掲げる額の合計とする。（削除）

	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)
(1)	不良住宅	除却工事費	地方公共団体	(ロ)欄に掲げる費用の合計額の5分の2
	空き家住宅	通常損失補償費（運	都市再生機構	
(2)	(イ)欄(1)以外の 老朽建築物等	買収費用 除却工事費 通常損失補償費（運 用益損失額を含む。）	地方公共団体	(ロ)欄に掲げる費用の合計額の3分の1  (GISを活用する場合（危険密集市街地において、令和9年3月31日までに着手するものに限る。）、老朽建築物等の除却跡地を都市再生住宅、公営住宅、地区公共施設その他の公共的施設の用に供する場合又は公的セクターが無接道敷地を対象とする場合にあっては2分の1)
			都市再生機構	
			地方住宅供給公社 民間事業者等	(ロ)欄に掲げる費用の合計額の5分の2又は、地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額
			地方住宅供給公社 民間事業者等	(ロ)欄に掲げる費用の合計額の3分の1（GISを活用する場合（危険密集市街地において、令和9年3月31日までに着手するものに限る。）又は公的セクターが無接道敷地を対象とする場合にあっては2分の1） 又は、地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額

ロ～ハ (略)  
四 (略)

旧

が行う事業の（ロ）欄に掲げる費用について（ニ）欄に掲げる額の合計とする。ただし、住生活基本計画（全国計画）（令和3年3月19日閣議決定）に位置付けられた「地震時等に著しく危険な密集市街地」（以下「危険密集市街地」という。）及びその隣接する地域のうち、跡地で建設される建築物を耐火建築物等又は準耐火建築物等とすることが条例等により義務付けられている（イ）欄の空き家住宅及び空き建築物の除却（隣接する地域における除却は危険密集市街地の解消に有効なものに限る。）については、令和6年3月31日までに着手するもの限り、（ニ）欄の「5分の2」とあるのは、「2分の1」とする。

	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)
(1)	不良住宅	除却工事費	地方公共団体	(ロ)欄に掲げる費用の合計額の5分の2
	空き家住宅	通常損失補償費（運	都市再生機構	
(2)	(イ)欄(1)以外の 老朽建築物等	買収費用 除却工事費 通常損失補償費（運 用益損失額を含む。）	地方公共団体	(ロ)欄に掲げる費用の合計額の3分の1  (GISを活用する場合（危険密集市街地において、令和9年3月31日までに着手するものに限る。）、老朽建築物等の除却跡地を都市再生住宅、公営住宅、地区公共施設その他の公共的施設の用に供する場合又は公的セクターが無接道敷地を対象とする場合にあっては2分の1)
			都市再生機構	
			地方住宅供給公社 民間事業者等	(ロ)欄に掲げる費用の合計額の5分の2又は、地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額
			地方住宅供給公社 民間事業者等	(ロ)欄に掲げる費用の合計額の3分の1（GISを活用する場合（危険密集市街地において、令和9年3月31日までに着手するものに限る。）又は公的セクターが無接道敷地を対象とする場合にあっては2分の1） 又は、地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額

ロ～ハ (略)  
四 (略)

新	旧
<p>五 住宅・建築物耐震改修等事業</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>ホ 建築物の耐震改修、建替え又は除却に関する事業</p> <p>a (略)</p> <p>b 建築物の耐震改修工事費は、次に掲げる額を限度とする。</p> <p>(1) 建築物の耐震改修工事費（天井の耐震改修工事費を除く。）については 51,200円/㎡（耐震診断の結果、Is（構造耐震指標）の値が0.3未満相当である場合は56,300円/㎡）を限度とする。ただし、免震工法等特殊な工法による場合又は大規模な地震が発生した時にその利用を確保することが必要であると地方公共団体が認める建築物について通常よりも高い耐震性を確保する場合は83,800円/㎡を限度とする。（ただし、地震発生後に防災拠点としての機能継続ができるよう建築設備の耐震性を確保する場合は、令和8年3月31日までに耐震改修工事に着手したものに限り、6,620円/㎡（天井の耐震改修とあわせて行う場合は5,300円/㎡）を加算した額を限度とする。）（次項において同じ。）</p> <p>(2) (略)</p> <p>六～十六 (略)</p> <p>十七 空き家対策基本事業</p> <p>空き家対策基本事業の補助金の額は、次の表の（イ）欄に掲げる者が行う事業に要する次のイからチに掲げる費用の（ロ）欄に掲げる額の合計額以内とする。</p> <p>イ 除却工事等費</p> <p>制度要綱第 25 第 7 項第一号イ、ロ又はハの除却工事費及び除却により通常生ずる損失の補償費の合計（「令和6年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について」（<a href="#">令和6年4月1日付け国住備第459号、国住整第123号、国住市第87号国土交通事務次官通知。</a>）第9(2)に定める除却工事費に同通知第9(1)に定める買収費の10分の1を加えた額との合計（b(4)においては、当該額と除却工事費及び測量試験等費の合計から公的な方法により算定した売買想定価格を減じた額のいずれか小さい額）を限度とする。ただし、以下のaに掲げる場合に限り、当該限度額を超える費用を含む。）に10分の8（地方公共団体自ら除却を行うことがやむを得ない場合としてbに掲げる場合にあつては10分の10）</p>	<p>五 住宅・建築物耐震改修等事業</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>ホ 建築物の耐震改修、建替え又は除却に関する事業</p> <p>a (略)</p> <p>b 建築物の耐震改修工事費は、次に掲げる額を限度とする。</p> <p>(1) 建築物の耐震改修工事費（天井の耐震改修工事費を除く。）については 51,200円/㎡（耐震診断の結果、Is（構造耐震指標）の値が0.3未満相当である場合は56,300円/㎡）を限度とする。ただし、免震工法等特殊な工法による場合又は大規模な地震が発生した時にその利用を確保することが必要であると地方公共団体が認める建築物について通常よりも高い耐震性を確保する場合は83,800円/㎡を限度とする。（ただし、地震発生後に防災拠点としての機能継続ができるよう建築設備の耐震性を確保する場合は、令和6年3月31日までに耐震改修工事に着手したものに限り、6,620円/㎡（天井の耐震改修とあわせて行う場合は5,300円/㎡）を加算した額を限度とする。）（次項において同じ。）</p> <p>(2) (略)</p> <p>六～十六 (略)</p> <p>十七 空き家対策基本事業</p> <p>空き家対策基本事業の補助金の額は、次の表の（イ）欄に掲げる者が行う事業に要する次のイからホに掲げる費用の（ロ）欄に掲げる額の合計額以内とする。</p> <p>イ 除却工事等費</p> <p>制度要綱第 25 第 7 項第一号イ、ロ又はハの除却工事費及び除却により通常生ずる損失の補償費の合計（「令和5年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について」（<a href="#">令和5年3月31日付け国住備第473号、国住整第50号、国住市第115号国土交通事務次官通知。</a>）第9(2)に定める除却工事費に同通知第9(1)に定める買収費の10分の1を加えた額との合計（b(3)においては、当該額と除却工事費及び測量試験等費の合計から公的な方法により算定した売買想定価格を減じた額のいずれか小さい額）を限度とする。ただし、以下のaに掲げる場合に限り、当該限度額を超える費用を含む。）に10分の8（地方公共団体自ら除却を行うことがやむを得ない場合としてbに掲げる場合にあつては10分の10）</p>



新	旧												
<p>を乗じて得た額</p> <p>a (略)</p> <p>b 以下の (1) から (4) のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 所有者不明等により費用回収が困難な特定空家等の略式代執行 (<u>空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 127 号。以下「空家法」という。)</u> 第 22 条第 10 項による措置をいう。) による除却を行う場合</p> <p>(3) 所有者の資力が乏しい等により費用回収が困難な特定空家等の緊急代執行 (<u>空家法</u> 第 22 条第 11 項による措置をいう。) による除却を行う場合</p> <p>(4) (略)</p> <p>ロ～ト (略)</p> <p><u>チ 空家等管理活用支援法人に対する補助等の費用</u> <u>空家法第 24 条第一号、第三号又は第五号に掲げる業務に要する費用を合計した額(ただし、各事業年度につき 1 法人当たり 10,000 千円を限度とする。)</u></p> <p>十八～二十一 (略)</p>	<p>を乗じて得た額</p> <p>a (略)</p> <p>b 以下の (1) から (4) のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 所有者不明等により費用回収が困難な特定空家等の略式代執行 (<u>空家等対策の推進に関する特別措置法</u> 第 22 条第 10 項による措置をいう。) による除却を行う場合</p> <p>(3) 所有者の資力が乏しい等により費用回収が困難な特定空家等の緊急代執行 (<u>空家等対策の推進に関する特別措置法</u> 第 22 条第 11 項による措置をいう。) による除却を行う場合</p> <p>(4) (略)</p> <p>ロ～ト (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>十八～二十一 (略)</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">(イ)</th> <th style="text-align: center;">(ロ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地方公共団体</td> <td>費用の 1 / 2 以内</td> </tr> <tr> <td>地方住宅供給公社 民間事業者等</td> <td>地方公共団体の補助に要する費用の 1 / 2 以内、かつ、当該補助事業費の 1 / 3 以内 (制度要綱第 25 第 7 項第二号ロ又はヌ (除却に係る測量試験等に限る。)) の場合にあつては、地方公共団体の補助に要する費用の 1 / 2 以内、かつ、第十七号イ及びホ a の 1 / 2 <u>以内とし、制度要綱第 25 第 7 項第二号ワの場合にあつては、地方公共団体の補助に要する費用の 1 / 2 以内、かつ、第十七号チの 1 / 2 以内とする。</u></td> </tr> </tbody> </table>	(イ)	(ロ)	地方公共団体	費用の 1 / 2 以内	地方住宅供給公社 民間事業者等	地方公共団体の補助に要する費用の 1 / 2 以内、かつ、当該補助事業費の 1 / 3 以内 (制度要綱第 25 第 7 項第二号ロ又はヌ (除却に係る測量試験等に限る。)) の場合にあつては、地方公共団体の補助に要する費用の 1 / 2 以内、かつ、第十七号イ及びホ a の 1 / 2 <u>以内とし、制度要綱第 25 第 7 項第二号ワの場合にあつては、地方公共団体の補助に要する費用の 1 / 2 以内、かつ、第十七号チの 1 / 2 以内とする。</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">(イ)</th> <th style="text-align: center;">(ロ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地方公共団体</td> <td>費用の 1 / 2 以内</td> </tr> <tr> <td>地方住宅供給公社 民間事業者等</td> <td>地方公共団体の補助に要する費用の 1 / 2 以内、かつ、当該補助事業費の 1 / 3 以内 (制度要綱第 25 第 7 項第二号ロ又はヌ (除却に係る測量試験等に限る。)) の場合にあつては、地方公共団体の補助に要する費用の 1 / 2 以内、かつ、第十七号イ及びホ a の 1 / 2 <u>以内)</u></td> </tr> </tbody> </table>	(イ)	(ロ)	地方公共団体	費用の 1 / 2 以内	地方住宅供給公社 民間事業者等	地方公共団体の補助に要する費用の 1 / 2 以内、かつ、当該補助事業費の 1 / 3 以内 (制度要綱第 25 第 7 項第二号ロ又はヌ (除却に係る測量試験等に限る。)) の場合にあつては、地方公共団体の補助に要する費用の 1 / 2 以内、かつ、第十七号イ及びホ a の 1 / 2 <u>以内)</u>
(イ)	(ロ)												
地方公共団体	費用の 1 / 2 以内												
地方住宅供給公社 民間事業者等	地方公共団体の補助に要する費用の 1 / 2 以内、かつ、当該補助事業費の 1 / 3 以内 (制度要綱第 25 第 7 項第二号ロ又はヌ (除却に係る測量試験等に限る。)) の場合にあつては、地方公共団体の補助に要する費用の 1 / 2 以内、かつ、第十七号イ及びホ a の 1 / 2 <u>以内とし、制度要綱第 25 第 7 項第二号ワの場合にあつては、地方公共団体の補助に要する費用の 1 / 2 以内、かつ、第十七号チの 1 / 2 以内とする。</u>												
(イ)	(ロ)												
地方公共団体	費用の 1 / 2 以内												
地方住宅供給公社 民間事業者等	地方公共団体の補助に要する費用の 1 / 2 以内、かつ、当該補助事業費の 1 / 3 以内 (制度要綱第 25 第 7 項第二号ロ又はヌ (除却に係る測量試験等に限る。)) の場合にあつては、地方公共団体の補助に要する費用の 1 / 2 以内、かつ、第十七号イ及びホ a の 1 / 2 <u>以内)</u>												
<p><u>二十二 住宅の新築に係る特例</u> <u>第 4 に規定する二号、三号、八号、二十一号において掲げる以下のイかつロに該当する区域における住宅の新築については、各号の規定に基づき算出される補助金額に 1 / 2 を乗じた額とする。ただし、密集住宅市街地整備型(住宅市街地総合整備事業制度要綱(平成 16 年国住市第 350 号) 第 4 第 2 号ロ))</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>												

新	旧
<p><u>に掲げる要件に該当する区域は除く。</u></p> <p><u>イ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 7 条第 1 項に規定する市街化調整区域</u></p> <p><u>ロ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条第 1 項の規定に基づく土砂災害警戒区域又は浸水想定区域（水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく洪水浸水想定区域又は同法第 14 条の 3 第 1 項の規定に基づく高潮浸水想定区域であつて、浸水想定高さ 3 m 以上の区域をいう。）</u></p> <p><u>二十三 阪神・淡路大震災に係る特例</u></p> <p><u>阪神・淡路大震災の被災地域において、阪神・淡路大震災に関連して実施される住宅市街地総合整備事業については、次の特例を適用することができる。</u></p> <p><u>イ 第 4 第 2 号イ(1)及びロ中 1 / 3 を 2 / 5 とする。</u></p> <p><u>ロ 第 4 第 3 号ロ中 1 / 3 を 2 / 5 と、50,000 千円を 60,000 千円とする。</u></p> <p><u>ハ 第 4 第 3 号イ中 1 / 3 を 1 / 2 以内とする。</u></p> <p><u>ニ 第 4 第 4 号中「費用の 1 / 3 以内」を「費用の 1 / 3 以内（ただし、共同建替えの場合の除却等費、調査設計計画費及び共同施設整備費については 2 / 5 以内）」とする。</u></p> <p><u>ホ 第 4 第 3 号ハ仮設住宅等設置に阪神・淡路大震災により損傷を受けた仮設住宅等の除却又は補修に要する費用を加える。</u></p> <p><u>ヘ 第 4 第 9 号イ(12)の適用に際しては、同号イ中「国土交通大臣の定める額」を「国土交通大臣が認める額」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第 5 ～ 第 23 （略）</p> <p>附則</p> <p>第 1 施行期日 （略）</p> <p>第 2 阪神・淡路大震災に係る特例</p> <p>阪神・淡路大震災の被災地域において、阪神・淡路大震災に関連して実施される住宅市街地総合整備事業については、次の特例を適用することができる。</p> <p>一 第 4 第 2 号イ(1)及びロ中 1 / 3 を 2 / 5 とする。</p> <p>二 第 4 第 3 号ロ中 1 / 3 を 2 / 5 と、50,000 千円を 60,000 千円とする。</p> <p>三 第 4 第 3 号イ中 1 / 3 を 1 / 2 以内とする。</p> <p>四 第 4 第 4 号中「費用の 1 / 3 以内」を「費用の 1 / 3 以内（ただし、共同建替えの場合の除却等費、調査設計計画費及び共同施設整備費については 2 / 5 以内）」とする。</p> <p>五 第 4 第 3 号ハ仮設住宅等設置に阪神・淡路大震災により損傷を受けた仮設住宅等の除却又は補修に要する費用を加える。</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>第 5 ～ 第 23 （略）</p> <p>附則</p> <p>第 1 施行期日 （略）</p> <p>第 2 阪神・淡路大震災に係る特例</p> <p>阪神・淡路大震災の被災地域において、阪神・淡路大震災に関連して実施される住宅市街地総合整備事業については、次の特例を適用することができる。</p> <p>一 第 4 第 2 号イ(1)及びロ中 1 / 3 を 2 / 5 とする。</p> <p>二 第 4 第 3 号ロ中 1 / 3 を 2 / 5 と、50,000 千円を 60,000 千円とする。</p> <p>三 第 4 第 3 号イ中 1 / 3 を 1 / 2 以内とする。</p> <p>四 第 4 第 4 号中「費用の 1 / 3 以内」を「費用の 1 / 3 以内（ただし、共同建替えの場合の除却等費、調査設計計画費及び共同施設整備費については 2 / 5 以内）」とする。</p> <p>五 第 4 第 3 号ハ仮設住宅等設置に阪神・淡路大震災により損傷を受けた仮設住宅等の除却又は補修に要する費用を加える。</p>



新	旧
<p>六 第4第9号イ(12)の適用に際しては、同号イ中「国土交通大臣の定める額」を「国土交通大臣が認める額」と読み替えるものとする。</p> <p>第3 経過措置 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1 施行期日</u> この要綱は令和6年4月1日から施行する。</p> <p><u>第2 経過措置</u> この要綱の施行の際、設計等に着手している事業については、なお従前の例によることができる。</p> <p>別表第1～第8 (略)</p>	<p>六 第4第9号イ(12)の適用に際しては、同号イ中「国土交通大臣の定める額」を「国土交通大臣が認める額」と読み替えるものとする。</p> <p>第3 経過措置 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>別表第1～第8 (略)</p>